

保健所の今後の母子保健活動のあり方に関する研究

母子健康診査マニュアルについて

渋谷いづみ*

要 約：10年を経過し、改定を重ねてきた愛知県の母子健康診査マニュアル、母子健康診査情報システムの内容と活用法について述べた。

見出し語：母子健康診査マニュアル、母子健康診査情報システム

1 はじめに

愛知県では、地域の一貫した乳幼児の健康診査体制の整備と、母子保健活動の県内格差の是正を目的に、健康診査のスクリーニング基準や事後管理に重点を置いた情報システムを含む手引書「母子健康診査マニュアル」を作成した。

これは、昭和58年度に、愛知県衛生対策審議会母子保健対策専門部会のもとに研究班を組織し原案を作成、翌59年度は3～4か月児、1歳6か月児、3歳児の各健康診査について、11保健所（当時全25保健所中）、17市町村（全87市町村中）で健康診査情報システムの試行を行った後に作成した。

情報システムは、昭和60年1月出生児からを対象に、昭和60年度より県下全87市町村で3～4か月児健康診査より稼働させた。さらに、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を順次対象児の成長に沿って追加した。

母子健康診査マニュアルは、その後改定を重ね10年を経過した。ここでは、母子健康診査マニュアルおよび母子健康診査情報システムについて記述する。

2 母子健康診査マニュアル

母子健康診査マニュアルは医科編と歯科編からなり、医科編は「乳幼児の健康診査」、「母

* 愛知県衛生部保健予防課

性の健康診査」、「乳幼児集団健康診査システム」の3部より構成されている。

(1) 乳幼児の健康診査

「乳幼児の健康診査」の部は、身体計測の手法と評価、健康診査、2次スクリーニングのための発達の見方、経過観察の仕方からなる。

健康診査については、1か月児、3～4か月児、6～10か月児、1歳6か月児、3歳児についての問診、診察、保健指導、育児指導の要点を記載した。また、医師が診察の場で見開きで使用できるようにポイントを図示した。

(2) 「乳幼児集団健康診査システム」

「乳幼児集団健康診査システム」の部は、運営、事後管理、情報管理からなり、運営は、対象とその把握方法、周知方法、出生数別開設回数、従事者数と配置等の標準的なものを示し、書式を提示した。さらに未受診者対応について具体的に記載した。

事後管理は、管理すべき問題と管理区分を示し、追跡観察の対象と基準をきめ事後管理の進め方を示した。

3 母子保健情報システム

情報管理システムは、出生月別に4グループに区分し、年4回第一次情報として3～4か月児、1歳6か月児健康診査情報を市町村から保健所へ、それらと3歳児健康診査情報をとりまとめて県へ提出することとした。また、事後管理状況と未受診対応の状況を第二次情報として同様に提出することとし、これを次回の健康診査に活用するよう配慮した。

さらに全県の情報を第三次情報として、「あ

いちの母子保健ニュース」を保健所・市町村へフィードバックしている。これは、保健所・市町村毎に比較できるデータと、県全体の動向にコメントした記事等で構成されており、原則年4回発行している。

4 情報システムの活用

乳幼児健康診査を「対象は何人、受診率何%の健康診査から、「対象は誰、未受診者や事後フォローも含めた地域全体の状況」の把握できる保健事業へと位置付けた。この情報システムを各レベルで活用することができる。

(1) 市町村

健康診査の状況を他の市町村と比較検討、情報交換することができる。保健問題、疾病の発生状況の季節変動、経時的变化をとらえ、保健指導や健診の評価、精度管理に役立てることができる。

(2) 保健所

管内の健康診査の状況を把握し、経時的变化の観察、地域診断、保健事業の企画や評価、保健指導に役立てると共に、管内保健婦研究会等の機会に健診の精度管理に役立てることができる。3～4か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査と継続的なケア・コーディネーションができ、就学指導にまでつなぐことができる。

(3) 県全体

県下の保健問題、疾病の発生状況の把握をすることで、その経時的变化、地域的差異が明らかとなり、健康診査の精度管理に役立つ。また対策に役立てることができる。

第3部 乳幼児集団健康診査システム

1. 運営システム

1. 対象及びその把握方法	対 象	把 握 方 法	周 知 方 法																						
	3か月児健診 (3～4か月児) 1歳6か月児健診 (1歳6～8か月児) 3歳児健診 (3歳0～2か月児)	1. 実質対象者(数) 住民票から把握 (出生票、死亡票参照) 2. 出生者(数) (出生票から把握) ② 可能な限り実質対象者を把握し、台帳(様式1)作成する。	1. 個人通知 1～2週前に書面(ハガキ)、母子保健推進員などにより通知。 2. 保健所、市町村広報紙、掲示板、有線放送など。 ② 1,2の組合せで行えばより有効である。																						
2. 集団健診の すすめ方 ① 回数と人員	出生 健診	～180人	181～500人	501～1,000人	1,001人～																				
	3 か 月 児	年間6回 1回/2月	年間6～12回 1回/1～2月	年間12～24回 1～2回/月	年間24回以上 2回/月以上																				
	1歳6か月児	年間4回 1回/3月	年間6～12回 1回/1～2月	年間12～24回 1～2回/月	年間24回以上 2回/月以上																				
	3 歳 児	年間4回 1回/3月	年間6～12回 1回/1～2月	年間12～24回 1～2回/月	年間24回以上 2回/月以上																				
	備 考	1. 1回の健診対象人員 40人前後 2. 現在受診率が低く、受診数が少ない地区は受診率をあげることを前提とし、実際の回数は考慮する。																							
② 健診の流れ																									
(ア) 準備	健診前に流れに沿った部屋の確保、健診用具、指導用具の配置、健診スタッフの確認等を行う。																								
(イ) 健診	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="5">乳児健診の例：医師 1. 保健婦 5. 看護婦 1. 栄養士 1. 事務員 1. (補助者 2)</td> </tr> <tr> <td>受 付</td> <td>問 診</td> <td>計 測</td> <td>診 察</td> <td>保 健 指 導 (個別指導)</td> </tr> <tr> <td>事 1 (補 1)</td> <td>保 4</td> <td>看 1 (補 1)</td> <td>医 1 保 1(1)</td> <td>保 (2) 栄 1*</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>↑</td> <td>↑</td> </tr> </table>					乳児健診の例：医師 1. 保健婦 5. 看護婦 1. 栄養士 1. 事務員 1. (補助者 2)					受 付	問 診	計 測	診 察	保 健 指 導 (個別指導)	事 1 (補 1)	保 4	看 1 (補 1)	医 1 保 1(1)	保 (2) 栄 1*				↑	↑
乳児健診の例：医師 1. 保健婦 5. 看護婦 1. 栄養士 1. 事務員 1. (補助者 2)																									
受 付	問 診	計 測	診 察	保 健 指 導 (個別指導)																					
事 1 (補 1)	保 4	看 1 (補 1)	医 1 保 1(1)	保 (2) 栄 1*																					
			↑	↑																					

幼児健診の例： 医師 1. 歯科医師 1. 精神衛生相談員 1. 歯科衛生士 1. 栄養士 1.
保健婦 5 看護婦 1. 事務員 1. 検査技師 1. (補助者 2)

受付 → 検尿 → 問診 → 計測 → 診察 → 歯科診察 → 保健指導 { 1・6 健診 } 小集団
{ 3 健診特殊個別 } 特殊個別

事 1 検技 1 保 4 看 1 医 1 歯医 1 精相 1、栄*
(補 1) (補 1) 保 1(1) 歯衛 1 保(2)

*必要に応じて参加する。

(ウ) 整理

事務整理	・受診台帳(様式1)	受診年月日、健診状況(問題の有無、内容、管理区分)の記入
	・事後管理台帳(様式2)	要管理者氏名、管理区分、追跡方針等記入
	・健診集計票(様式3)	健診全体状況記入
会場整理	健診用具等の整理、会場の清掃	

(エ) カンファレンス

- | | |
|-------------------------|-----------|
| ① 要管理者の内容点検及び管理方針確認 | ③ 最終集計の確認 |
| ② 特別チェック事例についてのディスカッション | ④ 反省など |

3. 未受診チェック
① 時期

各健診年間対象児を生年月日により4グループ(3か月分毎)に分け、各グループの最終健診終了3か月後にまとめて台帳からチェックする。(7月、10月、1月、4月)*	3か月児健診(6~8か月児時点)
	1歳6か月児健診(1歳9~11か月児時点)
	3歳児検診(3歳3~5か月児時点)

*参照 情報管理システム

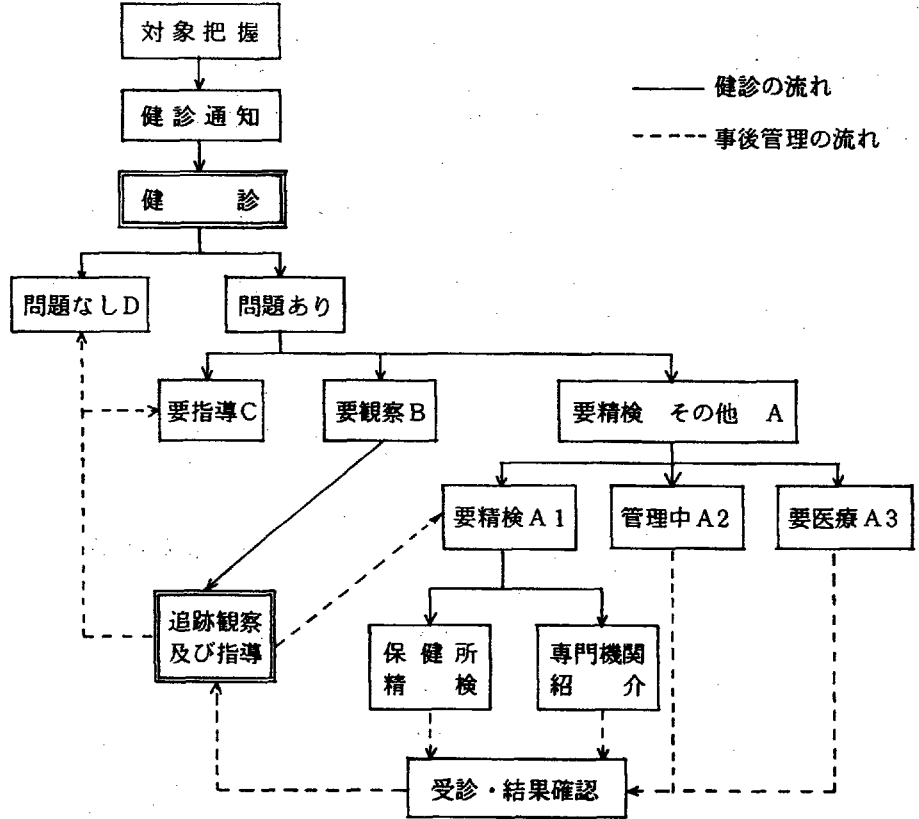
② 対応

<ul style="list-style-type: none"> ・台帳作成(様式1) 未受診者対應用の台帳を作成 ・再通知 (対象数により、ハガキ、電話、訪問等の手段を用いる。また再通知に際しては、未受診理由、現在の児の健康状態、今後の受診の意志を確認する。) ・該当児の受診は通常の健診の中に適当数を分配して行う。 健診状況は各グループ毎別途集計して、各年の最終情報と同時期に取扱う。 <p>注. 受診率が60%以下の地区はその実態調査の上、未受診者対策をたてる。</p>

2. 事後管理システム

1. 管理すべき 問題	a	心 疾 患	心雑音など心臓検診対象
	b	四 肢 異 常 (含整形外科的疾患)	股関節開排制限、歩行異常など療育相談対象
	c	染色体異常・奇形	ダウン症、口蓋裂、停留嚥丸などその後の援助を要するもの(a、bを除く)
	d	発 達 障 害 機 能 障 害	① 神経(運動)発達 ④ 視覚異常 ② 精神発達 ⑤ 聴覚異常 ③ 言語発達 ⑥ 痙 攣
	e	皮 膚 疾 患	母斑(特に皮膚神経症候群)、湿疹など
	f	発 育 ・ 栄 養 問 題	① 体重増加不良 ② 肥満 ③ 低身長
	g	保 育 ・ 環 境 問 題	育児不良(下手)、育児不安など
	h	そ の 他	結核家族など家族の健康問題、地域的特性のある健康問題(公害)など
	2. 管理区分	問 題 な し D	
問題あり		要 指 導 C	問題があるが生活指導で問題解消が可能なもの
		要 観 察 B	問題を判定するために一定期間の経過観察を要するもの
		要 精 検 A	問題があって直ちに或いは近い将来精検を要するもの A1
			管 理 中 A
要 医 療	医療が必要なもの A3		

3. 事後管理の
すすめ方



4. 追跡観察の
対象及び基準

A の 該当者	A 1	精検受診状況、受診結果（疾患及び方針）の確認と指導		
	A 2	疾患名及び方針（不明のものについては医療機関への確認）		
	A 3	受療状況、症状改善の確認の必要なもの		
B の 該当者	発育不良 栄養問題	体重増加不良 肥満・低身長	各計測値、評価値の±10%タイル値以上及び以下のもの	
	発達のおくれ	運動・精神・言語	該当月数・年齢の正常発達限界以下のもの*	
	保育環境	育児不安 育児下手	親の訴え及び親子関係の観察から客観的に問題点を把握して追跡を決定する	
その他	特殊なくせ、家族の健康問題、その他特に必要と認められるもの			
備考	<p>*各該当月齢、年齢時の問診項目及び発達チェックからおくれが認められるものについて、保健指導の要点に従い、必要に応じて0.5～3か月間隔で追跡観察する。観察は二次スクリーニングを参考にする。</p> <p>◎追跡観察のうち、家庭訪問の対象は、A、B、その他の中で家庭環境に問題があると認められるものとする。</p>			

3. 情報管理システム

① 情報の種類

種 類	内 容	伝達ルート	備 考
第一次情報	1. 乳幼児健診受診状況（対象、受診、未受診） 2. 主要健康チェック状況（問題区分、管理区分）	保健所 ↑↓ 市町村 → 県	様式3-イ
第二次情報	事後処理状況（健診終了後6か月時点） 1. 最終的受診状況（未受診対応後） 2. 事後管理状況	保健所 ↑↓ 市町村 → 県	様式3-ウ
第三次情報	全県的健診状況	県 → 保健所 ↓ 市町村	様式3-ウ 様式4
第四次情報	1. 母子保健関係情報（人口動態、事業など） 2. 研究事業（市町村、保健所、県、国）	県 → 保健所 ↓ 市町村	あいちの 母子保健

② 健診情報管理

健診	グループ区分	健診月	第一次情報 提出日	第二次情報 提出日	第三次情報 提出日
3 か 月 児	I 1~3（1~3月生）	4~6〔7〕	7月末	翌年4月末	5月末
	II 4~6（4~6月生）	7~9〔10〕	10月	7月	8月
	III 7~9（7~9月生）	10~12〔1〕	1月	10月	11月
	IV 10~12（10~12月生）	1~3〔4〕	4月	1月	2月
1 歳 6 か 月 児	I 10~12（10~12月生）	4~6月	7月	翌年4月	5月
	II 1~3（1~3月生）	7~9月	10月	7月	8月
	III 4~6（4~6月生）	10~12月	1月	10月	11月
	IV 7~9（7~9月生）	1~3月	4月	1月	2月
3 歳 児	I 4~6（4~6月生）	4~6月	7月	4月	5月
	II 7~9（7~9月生）	7~9月	10月	7月	8月
	III 10~12（10~12月生）	10~12月	1月	10月	11月
	IV 1~3（1~3月生）	1~3月	4月	1月	2月

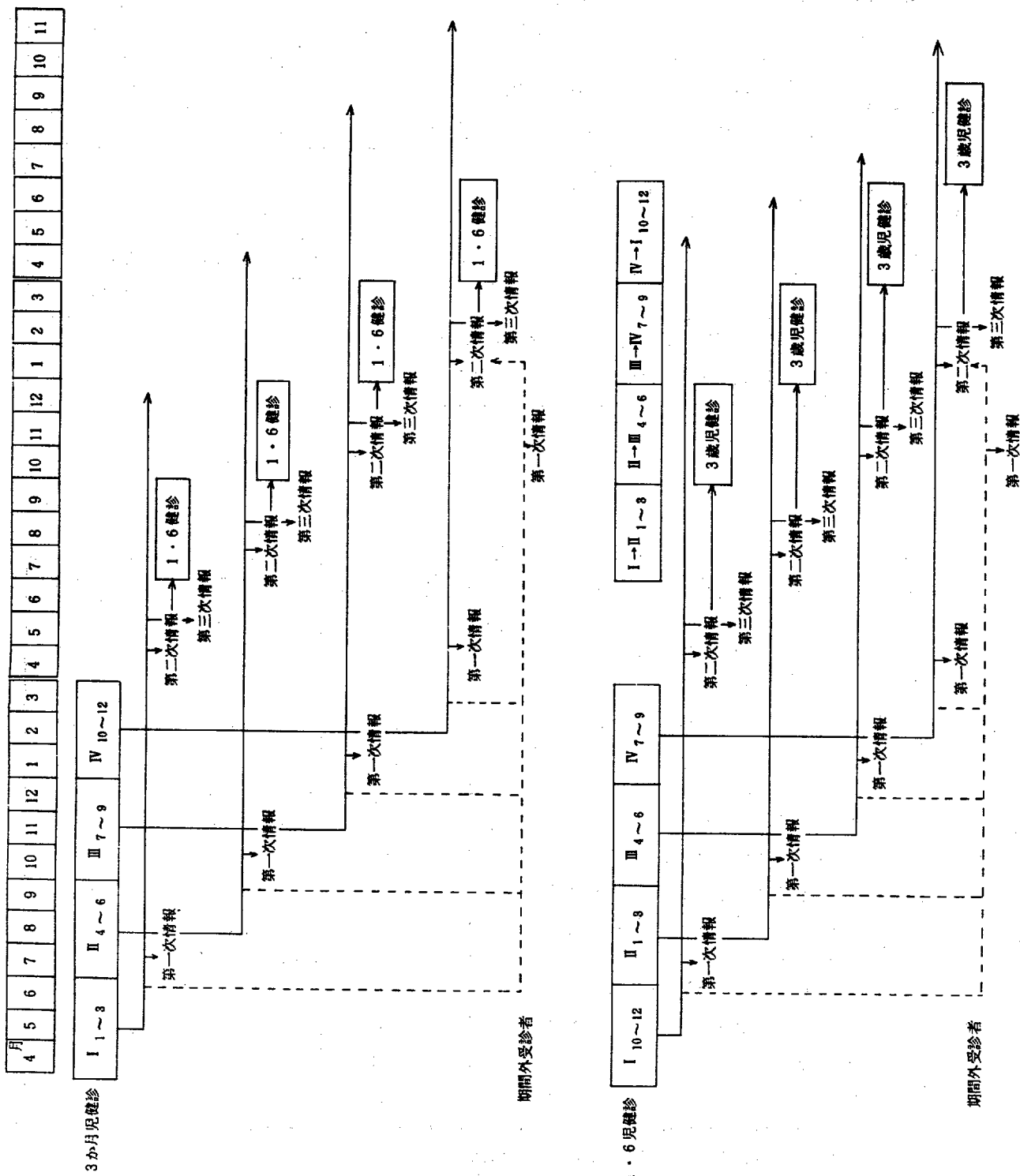
注1. 各グループの未受診者で期間外に受診したものは別グループとして（別集計）取扱う。また、情報提出は、第一次が翌年度の10月、第二次はIVグループと同時にすること。

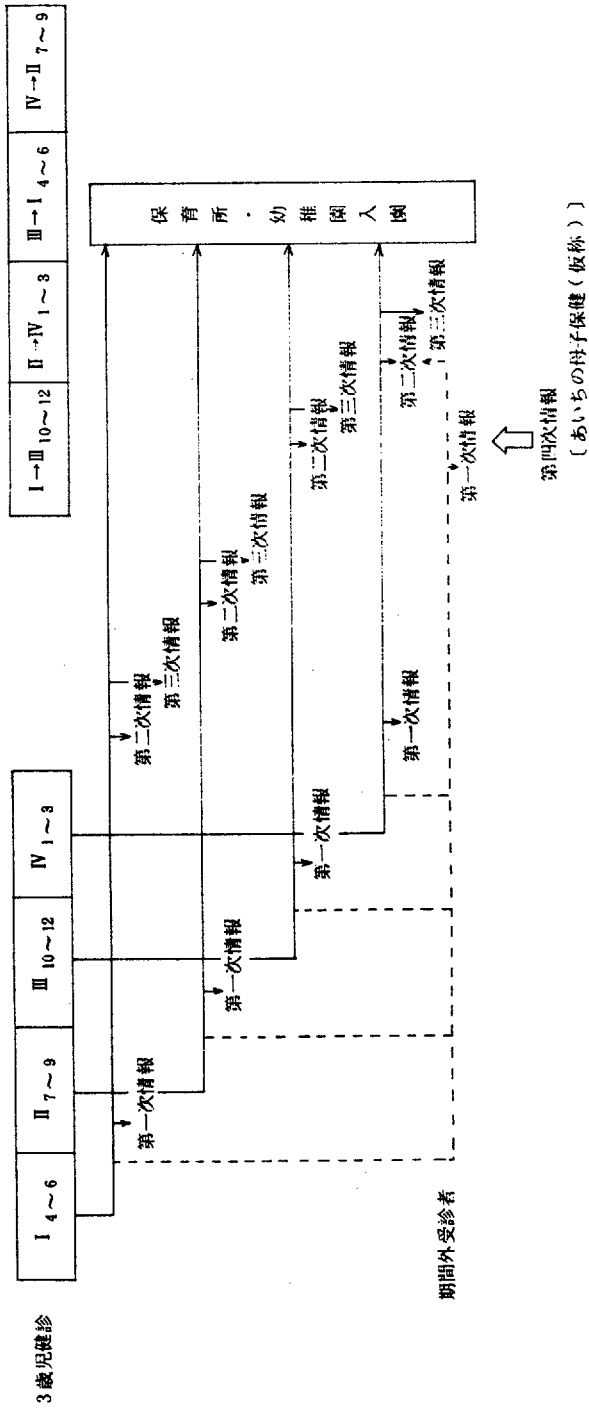
注2. 3か月児健診の健診月の〔 〕は4か月児を対象とする場合の健診月であること。

注3. 市町村にあっては、提出日の10日前までに管轄する保健所長あて報告すること。

注4. 保健所にあっては、市町村分を取りまとめて、上記提出日までに保健予防課まで報告すること。

附 1





児童健診受診状況(第一次情報) 年度(昭和) 年 月 ~ 年 月 生(分)

() 保健所
() 市町村

(様式3-1)

管理区分	問題なし(D)	対象数		計
		男	女	
要指導(C)	疾病			() (%)
要観察(B)	保育他			() (%)
要精医療(A)	疾病			
	保育他			
	要精検(A1)			
要精医療(A)	要精検(A2)			
	要精医療(A3)			
計		()	()	()
要指導(C)				
要観察(B)				
要精検・要医療(A)				
計		()	()	()
尿検査	蛋白	二	十	計
	糖	+	+	
検査	神経系細胞検査	二	十	計
	ろ紙配布数	+	+	
医師	延			備考(実施月日)
保健婦	延			
その他の	延			

※ 表中の()は実人員を計上すること。

分類	管理区分	要指導		要観察		要精医療		検査	計
		男	女	男	女	男	女		
a 心疾患(心雑音・チアノーゼなど)	開排制限他(股脱を疑う所見)								
b 四肢・骨格異常(含整形外科的疾患)	その他の他								
c 奇形・染色体異常	頭								
	顔面・口腔								
	軀幹								
	泌尿生殖器								
d 発達障害	染色体異常								
	神経(運動)								
	精神								
	言語								
e 皮膚の異常	視覚								
	聴覚								
	けいれん								
	血管腫・母斑								
f 発育・栄養問題	漏疹その他								
	体重増加不良								
	肥満								
	低身長								
g 保育環境問題									
h その他									
	計								

児童健診受診状況(第二次情報) 年度(昭和) 年 月 年 月 生分)

(様式3-ウ)

() 保健所
() 市計

区分	期間内		期間外		合計	
	男	女	男	女	男	女
対象数						
受診数						
管理区分						
問題なし(D)						
要指導(C)						
要観察(B)						
要精検要医療(A)						
要精検要管理中要医療(A)						
計						
要指導(C)						
要観察(B)						
要精検要医療(A)						
計						
尿蛋白						
糖						
検査						
神経芽細胞腫検査						
有無						
未受診児対応とその方法						
期間内健診回数						
計						
回(毎月)						
曜日						

追跡内容	追跡対象				検査実施数	追跡結果				備考 (疾患名別数)		
	A		計			異常有り	異常なし	保留	その他 (不明)			
	男	女	男	女							男	女
分類	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
a 心疾患(心臓病・アトピーなど)												
b 四肢・骨格異常(自閉症)												
c 奇形・染色体異常												
d 発達障害												
e 皮膚の異常												
f 発育・栄養問題												
g 保育環境問題												
h その他												
計												

(期間外受診者についての第二次情報は別紙計で最終的に4期まとめて集計し、提出する。)

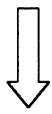
附1. “あいちの母子保健”（仮称）の刊行

第四次情報 年1回 11～12月

- (1) 人口動態統計及び各種届出関係
- (2) 健診状況（集団、個別、精検状況）、保健指導状況
- (3) 検査事業
- (4) 健康教育、健康相談
- (5) 市町村母子保健事業
- (6) 医療給付
- (7) 研修事業
- (8) 研究事業（市町村、保健所、県、厚生省各段階のもの）
- (9) その他



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:10年を経過し、改定を重ねてきた愛知県の母子健康診査マニュアル、母子健康診査情報システムの内容と活用法について述べた。